

フォークリフト運転特別教育

小型フォークリフトを運転するための**特別教育**です。

具体的には、次のような機種となります。

- ・最大荷重 1 トン未満のフォークリフト
- ・最大荷重 1 トン未満のウォーカーリフトなど

※機体質量 3 トン以上の車両系建設機械（整地等）の運転業務には、技能講習を修了した者でなければ業務に就かせてはならないと定められています。

**実技講習の都合で定期開催は行っておりません。
要望がありましたら開催致しますのでご連絡ください。**

コース別講習時間

種別	科目	時間
学科	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	2 時間
	荷役装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	2 時間
	運転に必要な力学に関する知識	1 時間
	関係法令	1 時間
実技	走行の操作	4 時間
	荷役の操作	2 時間
合計		12 時間

- 1、 定員は各区分 20 名です。
- 2、 事情を問わず講習開始時刻に遅刻した時は受講を認めません。払い込み済み受講料の返金もありません。
- 3、 台風などの天候不良等の場合は日程変更で対応致します。
- 4、 開講にあたって最低人数が設定されています。少人数の場合は次の日程に変更して頂く場合があります。
- 5、 学科講習は表面記載の所在地ですが実技講習は別の場所になります。学科講習後に改めて案内いたします。

受講料 20,900 円